

2019年1月
改定

S1902-1

2019年1月より

大幅リニューアル

掛金改定

AEB割引
9%

ロードサービス
拡充

カーライフを応援する、頼れる補償

マイカー共済

自動車総合補償共済

[契約引受団体/全労済]

マイカー共済ならではの **3つのポイント**で、
カーライフをしっかりと守る！

ポイント1

安心の
サポート体制

突然のお車の
トラブルにも。
24時間365日対応!

ポイント2

充実の
補償

さまざまな
事故による損害を
しっかりカバー!

ポイント3

安心が広がる
特約・割引制度

無事故が続くほど
掛金がお手頃に。
最大22等級、64%割引!



電通共済生協

電気通信産業労働者共済生活協同組合

2019年1月改定版

ご契約の条件

お得 掛金例 おトクな職域掛金に団体割引も適用

あなたにぴったりの特約・割引を選べばさらに充実、もっとおトクに!!

■基本補償(対人賠償:無制限、対物賠償:無制限、人身傷害補償:5,000万円)、車両損害補償(一般補償、車両無過失事故特約)、運転者年齢条件:35歳以上補償、主たる被共済者年齢区分40歳以上50歳未満、20等級事故有係数0年

新車割引 ハイブリッド車割引 AEB割引	型式別掛金クラス				掛金(年払)	
	対物	対人	人傷	車両	基本補償	車両損害補償
トヨタ アクア (NHP10H) 車両共済金額 230万円 自己負担額 10万円	4	4	4	4	31,250円	14,240円 17,010円
ホンダ NBOX (JF1) 車両共済金額 180万円 自己負担額 10万円	—	—	—	—	31,360円	17,350円 14,010円

※軽四輪自動車は型式別掛金クラスの適用はされません。 注:2018年10月時点で算出した掛金です。

簡単 お手続き ネットからもお申し込みできます!

電話でのお申し込み



車検証、他社からの切り替えの場合は、加えて自動車保険(共済)証券をお手元にご用意のうえコールセンターにご連絡ください。

0120-309-028
マイカー共済コールセンター
受付時間:AM9:00~PM5:30(土・日・祝日を除く)

申込書をお届けします。



入力情報を送信後、申込書をお届けします。

車両情報、補償内容を記載した申込書をお送りしますので、内容をご確認の上、申込書に署名・捺印してください。

ホームページからのお申し込み



電通共済生協ホームページのお見積りツールに組合員情報・車両情報・補償内容を入力します。

1

2

<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>



申込書をダウンロードし、ポストに投函します。

申込書・添付書類を返信用封筒で郵送してください。効力開始日は返信用封筒に押印された消印の翌日からとなります。



いつでも ネットでお見積り

<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>

電通共済生協ホームページで
お見積り お申し込み ができます。
ぜひご利用ください。



スマホ/パソコンで
らくらら お見積り

お車の情報(車名・型式)と現在契約の保険情報を登録し送信するだけで、マイカー共済の“見積り”が簡単にできます。

アクセスはこちら



ご契約者

電通共済生協の組合員

ご契約いただける車両

- 小型乗用車 ●普通乗用車
- 軽四乗用車 ●軽四貨物車(ダンプ含む) ●小型貨物車
- 普通貨物車 ●特種用途自動車(キャンピング)
- 自動二輪車 ●原動機付自転車(125cc以下バイク)

主たる被共済者

ご契約いただける主たる被共済者(主にお車を使用・管理する方)の範囲は次の①~④に該当する方です。

- ①契約者(組合員本人)
- ②契約者の配偶者
- ③契約者および配偶者の同居の親族
- ④契約者および配偶者の別居の未婚の子

ご契約いただける車両の名義

主たる被共済者の範囲の名義になっている自家用車で、家庭用に使っているお車です。ただし、ローンでの購入やリース契約などで車検証上の所有者がディーラーやリース会社でも使用しているのが明らかなお車はご契約いただけません。

掛金のお支払い方法

- 口座振替による「月払い」
[引き落とし日] 翌月の掛金を毎月20日引き落とし
※「年払い」に比べ5%割増となります。
- 口座による「年払い」
[引き落とし日] 次期契約始期の前月20日引き落とし
- 郵便払込み(郵便振替)による「年払い」[継続契約のみ]
*新規契約およびお支払い方法変更の場合の口座振替は、契約始期の翌月20日引き落としとなります。その場合の月払い掛金は、初回3か月分となります。
*20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

基本補償

対人賠償・対物賠償・人身傷害補償・搭乗者傷害・自損事故傷害・無共済車傷害があります。自身の過失分にかかわらず、全額まとめて補償する人身傷害補償を付帯した補償をおすすめしています。

詳細はP.3~4

車両損害補償の補償タイプ

補償タイプは「一般補償」「エコノミーワイド」「エコノミー」の3タイプ。おすすめタイプは、さまざまな損害に対応する「一般補償」です。
*車両損害補償のみの契約はできません。

詳細はP.5~6

車検証名義について

車検証見本

番号 02571	車種	普通
自動車検査証		
品川 3XX た XXXX	平成	平成
トヨタ	車台番号 [286]	長さ
GX110-XXXXXXX		418
GX110		1.98
所有者の氏名又は名称	電通 太郎	
所有者の住所	東京都千代田区神田淡路町2-101	
使用者の氏名又は名称	***	
使用者の住所	***	
使用の本拠の位置	***	

所有者の名義人は、**マイカー共済契約の主たる被共済者**と同一が原則となります。

(例) 所有者の氏名 電通 太郎
(組合員)
使用者の氏名 電通 太郎
マイカー共済の主たる被共済者 電通 太郎

ローン購入またはリース契約の場合に限り所有者欄の名義が法人名(ローン提携会社またはリース契約会社名)であっても、「使用者」欄が主たる被共済者の範囲の名義であればご契約いただけます。

(例) ローン会社名 ネットトヨタ、トヨタカローラ株式会社 など
リース会社名 日本カーソリューションズ株式会社 など
クレジット会社名 株式会社ジャックス など
ファイナンス会社名 株式会社ホンダファイナンス など

※上記以外の名義の場合→車検証上の所有者との間で、購入または譲り受けた事実を客観的に判断できる書類がある場合はお引受けを承認しております。

マイカー共済の
おすすめ
“安全パッケージ
プラン”

基本の補償

ご自身や同乗者の
補償

[人身傷害補償]
最高**5,000万円**
(被共済者1名につき)

[搭乗者傷害特約]
最高**1,000万円**
(被共済者1名につき)

相手方への賠償

[対人賠償]
無制限
(被害者1名につき)

[対物賠償]
無制限
(1事故につき)

お車の補償
詳しくはP.5へ

[車両損害補償]
一般補償

[付随諸費用補償]

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償



相手方からの賠償
では足りない分も
補償してくれて、け
がの完治までまか
なえました。

北海道 女性

事故により死傷された場合、治療費、休業損害、
精神的損害などの実損害額*を補償します。

*実損害額とは全労済が定める基準に
もとづき算出した額となります。



おすすめは

5,000万円

その他の補償額(付帯しないも選択できます)

無制限 2億円 1億円 3,000万円

例 自動車事故で契約者に後遺障がいがあり、実損害額が5,000万円。ご自身と
相手方の過失割合が40:60の場合。

人身傷害補償がなければ



人身傷害補償があれば



(ご契約の共済金額が5,000万円以上の場合)

あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても
示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償がない
自損・単独事故でも補償します。

実損害額*での補償とは別に
「自動車事故傷害見舞金」を受け取れます。

ご家族や同乗者の方も!

被共済自動車に
搭乗中の方を補償します。

主たる被共済者のご家族であれば、**搭乗中**は
もちろん、**歩行中の自動車事故**でも補償します。

自動車事故傷害見舞金 **オリジナル!**

自動車事故に遭われたときには、実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金など
をお支払いします。

〈例1〉死亡見舞金 **500万円** (事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

〈例2〉後遺障害見舞金 **500万円** (後遺障害第1級の場合)

〈例3〉入院見舞金 **10万円** (3日以上入院をした場合)

*四輪自動車のみ人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が原則自動的に
セットされますが搭乗者傷害特約は「付帯しない」も選択できます。

搭乗者傷害特約

被共済自動車を運転中または、搭乗中の方が、自動車事故により死傷した
ときに、共済金額を限度に共済金を定額でお支払いします。

共済金の名称	支払事由	補償内容(被共済者1名ごとに)
療養共済金	入院の場合	日額 7,500円
	通院の場合	日額 5,000円
死亡共済金	事故の発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合	1,000万円または500万円
後遺障害共済金	事故の発生の日からその日を含めて200日以内に後遺障がいが発生した場合	後遺障害別等級表に応じて20万円～500万円、または40万円～1,000万円

*療養共済金は、事故発生の日からその日を含めて200日以内の期間内で、150万円を限度とします。

相手方への賠償

対人賠償



けがを負わせてしまった相手方との
トラブルもなく、解決まで円滑に進められました。

群馬県 男性

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷
させてしまい、法律上の損害賠償責任を負
う場合に、自賠責共済(保険)を超える分
について共済金をお支払いします。



おすすめは

無制限

その他の補償額

1億円

相手方への万一の
賠償には、高額に
なってもしっかり対
応できる備えがあ
ると安心です。

【裁判例にみる対人賠償の高額事例】

被害者と認定額	金額
開業医	5億2,853万円
大学生	3億9,725万円
大学生	3億9,510万円

相手方のもしもに!

損害賠償責任額を**全額補償**します。
(自賠責共済等により、支払われた金額を差し引いた分)

万一の際の高額賠償に備え
無制限に設定しています。

相手方への賠償

対物賠償



レストランのフェンスを壊してしまいましたが、
補償のおかげで修理対応できました。

栃木県 男性

車、家屋、電柱など、他人の財物に損害を
与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、
共済金をお支払いします。



おすすめは

無制限

その他の補償額

3,000万円 1,000万円 500万円

高額な賠償が発生し
ても頼れる、大きな
安心を準備しておき
ましょう。

【裁判例にみる対物賠償の高額事例】

被害物と認定額	金額
積荷(呉服・毛皮等)	2億6,135万円
店舗・営業損害等	1億3,580万円
電車・踏切	1億2,037万円

「対物超過修理費用補償」が
すべての契約に適用!

こんな
ときにも!

相手方の自動車修理費用が**時価額を超えたときも**、
全労済が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。
ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

お車の補償

車両損害補償



一般補償を選んでいたので、あて逃げの被害も補償してもらえました。対応も迅速・丁寧で信頼しています。
愛知県 男性

他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、あて逃げ、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※被共済自動車が二輪自動車・原付自転車の契約ではセットできません。
また四輪自動車であっても用途・車種や型式等によりセットできない場合があります。

おすすめは

一般補償

その他の補償タイプも選べます

エコノミーワイド 危険限定車両損害補償特約	エコノミー 自動車相互間衝突損害補償特約
--------------------------	-------------------------



基本となる補償

◎:補償します ×:補償しません

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド	エコノミー
他車との衝突*1		◎ あて逃げも補償	◎ あて逃げは対象外	◎ あて逃げは対象外
火災・爆発・自然災害*2		◎	◎	×
盗難		◎	◎	×
落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	×
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	×
車以外の他物との衝突		◎	×	×

追加でセットできる特約

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド	エコノミー
車両損害の無過失事故に関する特約		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットできません
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK
補償額限定一般補償 (補償額限定車両損害補償特約)		◎ セットできません	◎ セットOK	◎ セットできません
付随諸費用補償		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

契約時に設定した新車価格相当額の50%以上の修理費の場合、補償します(盗難は対象外)。
※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。
※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。
※契約いただける条件を満たさなくなった場合は、**契約更新時に自動的に取り外されます。**

●車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。
●エコノミーワイドの補償範囲以外の損害について、**30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。**
※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は、**補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。**

代車費用補償
つぎの期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき7,000円を限度に支払います。
①事故により被共済自動車を修理している期間
②全損事故や盗難で被共済自動車を使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間
※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

身の回り品補償
自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(身の回り品の盗難は自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

遠隔地事故諸費用補償
陸送等費用 走行不能*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸送車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。
宿泊費用 やむを得ず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。
●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコノミーワイドをご選択ください。

一般補償の支払いケース

あて逃げや車以外の他物との衝突にも、一般補償なら幅広く備えられます。

ケース1

「駐車場であて逃げにあい、車体が破損した」

車両の修理代を補償!



ケース2

「ハンドル操作を誤ってガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を補償!

※ガードレールの損害は対物賠償で補償されます。



*1 エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 *2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

マイカー共済のおすすめは

自己負担額10万円
(車両共済金額が20万円以上の場合)

●損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえでお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。
●お車同士の事故の場合で、相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
●10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。
※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額なし」となりますのでご注意ください。

バイク運転時の万が一に備える

バイクの補償

※マイバイク特約は P.9 の右下をご参照ください。



バイクや原付自転車の自賠責共済(保険)ではカバーできない備えをひとまとめにした頼もしい補償。

自分を手厚く守り、相手方への賠償にもしっかり備える!

ご自身や同乗者の補償	自損事故傷害特約	単独の事故などにより死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。 ※人身傷害補償の契約がない場合は、自損事故傷害特約が自動的にセットされます。	おすすめは 1,500万円 入院の場合:日額6,000円(被共済者) 通院の場合:日額4,000円(1名につき) 支払限度日数:事故日から200日	
	無共済車傷害補償	無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。 ※対人賠償共済金額と同額の補償となります。 ※すべての契約に適用されます。		
相手方への賠償	対人賠償	歩行者や車に搭乗中の方など、 他人を死傷 させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に 自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払い します。		無制限
	対物賠償	車両、家屋、電柱など 他人の財物に損害 を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に 共済金をお支払い します。		無制限
		対物超過修理費用補償		相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、全労済が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。 ※すべての契約に適用されます。

プラスすればさらに安心! ご自身や同乗者への2つの傷害補償

搭乗者傷害特約	被共済自動車の運転者や 同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償 します。	下記の補償額より選択いただけます。 500万円 1,000万円 入院の場合:日額7,500円(被共済者) 通院の場合:日額5,000円(1名につき) 支払限度日数:事故日から200日
人身傷害補償	事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの実損害額* を補償します。示談成立を待たずに補償を受けられます。 ※人身傷害補償をセットした場合、自損事故傷害特約は取り外されます。 ※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。	5,000万円 3,000万円 1億円 2億円 無制限 (被共済者1名につき)

バイクの補償にも!

「他車運転危険補償」付き!

他車運転資格者*1が臨時に「他人のバイク」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合には**マイカー共済から優先して支払**います。借りたバイクにセットされている共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

※二輪自動車契約は他車も二輪自動車でのみ、原付自転車契約は他車も原付自転車でのみ適用となります。

*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子*2を指します。

*2 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

クルマの方もバイクの方も

全労済指定整備工場がご利用いただけます。

事故時の修理はおまかせください。
車検や各種点検整備などは組合員価格でご提供しますのでお気軽にご相談ください。

全国に約1,400カ所のネットワークだからお出かけ先でも安心です。

ご旅行中などのお車のアクシデントにも、確かな技術と信頼で愛車をサポートします。



■ 全労済ホームページから全国の指定整備工場が検索できます。

パソコンの場合 全労済のホームページからマイカー共済の「全労済指定整備工場検索ページ」へアクセスしてください。
<https://www.zenrosai.coop/>

スマートフォンの場合 QRコードからアクセス

車検見積もりサービスもご利用いただけます。

全国約1,400カ所の指定整備工場の中からお近くの整備工場を選んでお見積もりができます。 ※一部利用できない工場もございます。

スマートフォンの場合はこちら

ご利用者の声

良心的な価格がうれしいです。

事故時に入庫しましたが、良心的な価格できちんと修理されていました。工場の対応がとても良く、車検もあわせてお願いしました。

神奈川県 男性 60代

対応が早くて助かりました。

修理の依頼をしたらすぐに車を引き取りに来てくれて、翌日には修理されて戻ってきました。とても早いのに、きれいに修理されていて感謝です。

宮城県 男性 30代

※サービス内容は工場により異なりますので、事前に各工場へお問い合わせください。



四輪自動車



二輪自動車



原付自転車

安心をプラスする
特約



もらい事故の際に難航した相手方との交渉も
弁護士費用等補償特約を使って
無事に解決できました。

茨城県 男性

さまざまな場面であなたを力強くサポート。

ケース1

「もらい事故の相手との
交渉を弁護士に依頼したい」



弁護士費用等補償特約で
弁護士報酬や訴訟費用をサポートします!



弁護士費用等補償特約



- 交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。
※自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。
※補償を受ける場合は、あらかじめ全労済の同意が必要となります。
※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。
- 法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

ケース2

「もし息子が、自転車事故の
加害者になってしまったら…」



自転車賠償責任補償特約で
最高1億円の補償で高額事案にも対応します!



自転車賠償責任補償特約



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

- 示談交渉サービス付き。
- ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。

※原付自転車は対象になりません。

自転車事故による高額賠償事例
9,521万円
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

ケース3

「電車や自転車に
乗っているときも
安心を備えたい」*1



交通事故危険補償特約で
交通事故による損害を幅広く補償します!

*1 一部補償の対象とならない場合もあります。



交通事故危険補償特約



自動車(二輪・原付を含む)事故以外で電車や自転車に乗っているときなどの「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額*2を補償します。

- *2 実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。
- *3 人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。



マイバイク特約



基本補償(四輪自動車)に付帯いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*5)の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
- ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

人身傷害補償の契約がない場合の特約



自動的にセット*3 ▶ **搭乗者傷害特約*4** **自損事故傷害特約**

任意でセット ▶ **搭乗者傷害特約家族限定補償型** **7%割引**

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*5)に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が7%割引となります。

マイカー共済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

*3 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。(セットされたものは任意ではずすことも可能です。)
*4 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。
*5 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

掛金を抑える

特約・割引 ①



子供特約の年齢条件を変えるだけでこんなに
掛金が安くなるなんて知りませんでした。

静岡県 女性

運転者の条件に応じて、掛金の負担を軽減。

お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引が受けられます。



運転者年齢条件



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償*6 35歳以上補償*6

運転者年齢条件を設定している場合で、別居の既婚の子、友人・知人等、ご家族*7以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

※「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、同居の親族、別居の未婚の子*8、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。



子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子も専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償

- [子供の範囲]
- 主たる被共済者の同居の子
 - 主たる被共済者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の別居の未婚の子*8
 - 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*8

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引が受けられます。



運転者本人・配偶者限定特約*9



8%割引

ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

(○:補償します
-:補償しません)

割引率	運転される人の範囲			
	主たる被共済者、配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人・配偶者限定特約	8%	○	-	-
特約を付帯しない	-	○	○	○

*6 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。
*7 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中的の使用者を含みます。
*8 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。
*9 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。



掛金を抑える
特約・割引②



新車割引やハイブリッド車割引で、
車両入替後の掛金も安く抑えられました。

山梨県 女性

お車の装備などにより受けられる、さまざまな割引。

お申し出不要で対象の場合、自動的に割引されます。

NEW 衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引 **9% 割引**

下記の条件を満たす場合に9%割引が適用されます。

割引期間	普通・小型乗用車	型式の発売年月から3年以内適用
軽四輪乗用車	型式の発売年月を問わず適用	

※型式の発売年月とはご契約のお車と同じ型式の車が発売された年月であり、「初度登録年月」や「お車の購入年月」とは異なります。

用途車種	条件
普通・小型乗用車	①衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が搭載されていること。 ②被共済自動車の型式が発売された年度 (4月始まり) に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。
軽四輪乗用車	衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が搭載されていること。

※衝突被害軽減ブレーキ (AEB) とは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。
※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

新車割引

	6等級 (前契約なし)	左記以外
普通・小型乗用車	14% 割引	7% 割引
軽四輪乗用車	8% 割引	2% 割引

新契約の効力開始日が被共済自動車 (普通・小型乗用車、軽四輪乗用車) の初度登録 (検査) 年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。
※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数契約割引 ^{*1} **3% 割引**

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。
※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

割引を受けるためにはお申し出が必要です。

ECO ハイブリッド車割引 ^{*1} **5% 割引**

被共済自動車が全労済指定の低公害自動車である場合は、掛金が5%割引となります。全労済の指定する低公害自動車とは、つぎの①～⑥の自動車に限ります。

①電気自動車 ②天然ガス (CNG) 自動車
③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車
⑤液化石油ガス (LPG) 自動車 ⑥燃料電池自動車

**人身傷害の被共済自動車
搭乗中のみ補償特約** **19% 割引**
 3% 割引

すでに人身傷害補償の契約 (他の保険会社等での契約も含む) があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・原付自転車では3%割引となります。

福祉 福祉車両割引 ^{*1} **7% 割引**

被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

セカンドカー セカンドカー割引 ^{*1}

すでに11等級以上の契約がある場合 (他の保険会社等での契約も含む) で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

*1 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

無事故割引等級 & 割引率

長期間、無事故の優良ドライバーを応援します!

最大22等級、64%割引!

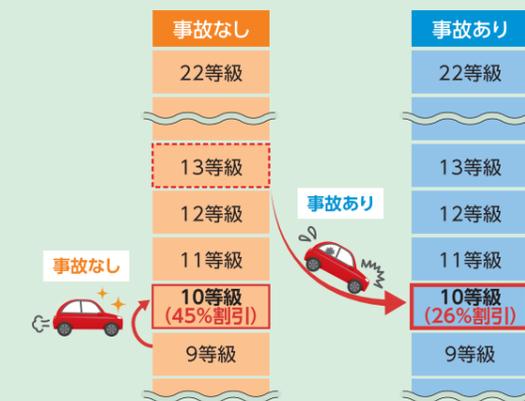


- マイカー共済は安全運転で無事故を続けられた方を応援するため、**最大22等級、64%割引**となります。
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1等級、3等級または6等級ずつ減算されます。

7等級以上の契約の割引率について

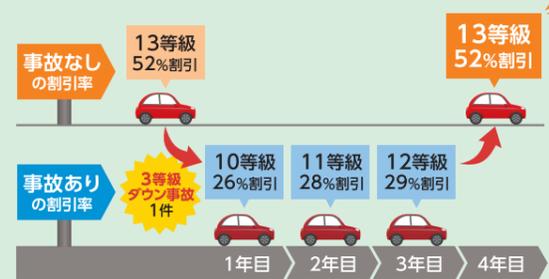
○契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率 (事故有係数) が一定期間適用されます。

■適用等級が10等級となる場合の例
(契約始期日が2019年2月1日以降の契約)



■事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合



*2 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合 (前契約なし) は、7%の割増率が適用されます。

等級別割引・割増率表

等級	2018年2月1日～ 2019年1月31日		2019年2月1日～	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-64%	-43%
21	-64%	-43%	-64%	-43%
20	-64%	-43%	-64%	-43%
19	-62%	-41%	-60%	-41%
18	-60%	-40%	-58%	-40%
17	-58%	-38%	-57%	-38%
16	-55%	-36%	-55%	-36%
15	-54%	-34%	-54%	-34%
14	-53%	-33%	-53%	-33%
13	-52%	-31%	-52%	-31%
12	-51%	-29%	-51%	-29%
11	-49%	-28%	-50%	-28%
10	-44%	-26%	-45%	-26%
9	-41%	-24%	-43%	-24%
8	-30%	-22%	-32%	-22%
7	-24%	-21%	-26%	-21%
6 ^{*2}			-10%	
5			10%	
4			30%	
3			50%	
2			64%	
1-1			85%	
1-2			100%	
1-3			110%	
1-4			120%	
1-5			130%	

割引 ↑ / 割増 ↓

基本となる補償に
自動的にセット
されます!

NEW 被害者救済費用等補償特約

被共済自動車の欠陥や不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済するための費用を補償します。

共済金額		等級
人身事故	物損事故	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。
対人賠償と同額	対物賠償と同額	

無共済車傷害補償

無共済 (保険) 車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。

他車運転危険補償

他車運転資格者^{*3}が**臨時に「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき**、被共済者からのお申し出があり、全労済が認めた場合には、**マイカー共済から優先して支払います**。借りた車の自動車共済 (保険) 契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません (一定の制限あり)。
*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子^{*4}を指します。
*4 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子を行い、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。

事故時の対応



迅速な対応、親身なアドバイス、交渉結果の丁寧な説明のおかげで不安がなくなりました。
山梨県 女性

全国76カ所・約800名のスタッフがしっかりサポートします。

事故発生時

事故受付

休日・夜間を問わず、**24時間365日**

マイカー共済 事故受付センター **0120-0889-24** ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4600 (有料)

現場急行

現場急行サービスも**24時間365日**

お客さまからの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご心配・不安を解消します。

※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスとさせていただきます場合があります。

対応・示談

事故初期対応

土・日・祝日 (9:00~21:00*) もサポート *19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、病院への連絡や、相手方への対応、代車手配など、事故の初期対応をサポートします。

※重大事故(死亡・入院または多重事故の場合)は、ご要望により専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、安心を提供します。

示談交渉

示談交渉サービス付き (対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が**示談交渉を含め事故解決までお手伝いします**。マイカー共済損調サービスセンターでは、原則として損害賠償責任のある事故の示談交渉を行います。

※あらかじめ被共済者および相手方の了解が必要です。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くすことが、円満な示談につながります。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故後のフォロー

事故の相談

マイカー共済**事故相談ダイヤル**

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

0120-8740-16 ハナシヨイロイロ (受付時間：平日・休日問わず9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

マイカー共済ロードサービス



車内へのカギの閉じ込みで手配しました。無料で対応してもらえて助かりました。
埼玉県 女性

故障などの車のトラブル解決に、24時間365日サポートします。

24時間
365日
ご利用可能

マイカー共済ロードサービスの内容

2019年1月よりサービス拡充



NEW 自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

被共済自動車故障により自力走行不能となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカーを手配し、けん引距離は100kmまで、**レッカー費用を無料サービスします**。
※100kmを超えたけん引については有料となります。



現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング作業(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)、カギの開錠作業(国産・外車のシリンダーインロック開錠)、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業等で、**現場での30分以内の作業費用が無料サービスとなります**。



燃料切れ時のガソリンまたは軽油お届けサービス

燃料切れ時のガソリンまたは軽油を**10Lまで無料でお届けします**(1共済期間1回のみ)。



NEW 脱輪・落輪等引き上げサービス クレーン等の特殊作業も無料

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合、クレーン等での引き上げ・引き出し作業を無料で行います。(雪道・ぬかるみ・砂浜等でのスリップ・スタック状況からの引き上げ等、一部有料の場合もあります。)



24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます。

※サービスのご利用には、一部制限があります。
※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。

対象となる自動車

2019年1月以降の事由発生より **NEW**
マイカー共済すべてのご契約がサービスの対象となります。
※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

ご利用の方法

24時間受け付けています。
もしものときは **0120-889-376** ハヤク ミノロードサービス にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルに事前にご連絡いただき、全労済が認めた場合に限ります。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。
※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4590 (有料)

充実の補償

特約・割引制度

安心のサポート体制

ご契約のてびき

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき(**契約概要** **注意喚起情報**)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともに送付する「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、電通共済生協マイカー共済コールセンタまでお問い合わせください。

各項目に記載しています	
契約概要	共済商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明 主な用語の説明は次のとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

用語	定義	用語	定義
危険	損害または傷害の発生をいいます。	同居	同一家屋に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。)することをいいます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は別居とみなします。 (ア) マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ) 同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ) 二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。	用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
主たる被共済者	被共済自動車の所有者で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族 ※別居の未婚の子		
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		

I 契約締結前にご確認いただく事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み **契約概要**

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
同乗者の補償 い自身や 相手方への 賠償	人身傷害補償 (任意に付帯できます)	無共済車傷害補償	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約	〈自動セット〉 他車運転危険補償 〈任意セット〉 弁護士費用等補償特約 自転車賠償責任補償特約 マイバイク特約
		自損事故傷害特約 (人身傷害補償を付帯しない場合に セットされます) 被害者救済費用等補償特約	搭乗者傷害特約 (四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は 原則セットされます)	
お車の補償	対人賠償 対物賠償		危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド) 自動車相互衝突損害補償特約(エコノミー) 新車買替特約 付随諸費用補償 補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約) 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについてはP.5・6をご参照ください。	
		対物賠償	対物超過修理費用補償	

(2) 契約できる自動車 **契約概要**

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」*1といえます)の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- *1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- *2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限ります。
- *3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- *4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限ります。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車*3	○	○
軽四輪貨物車	○	△
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	○
普通貨物車*3	○	△
キャンピング車*4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

○:付帯可、△:制限あり、×:付帯不可

(3) 契約できない自動車 **契約概要**

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

- ①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)
- ④法令に定める規格以外に改造された自動車*1
- ⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車*2
- ⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車
- ⑦車検証記載の所有者が法人名義(ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く)の自動車

- *1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- *2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
同乗者の補償 い自身や 相手方への 賠償	人身傷害補償	被共済自動車に搭乗中の事故等により、けがをした場合、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 など
相手方への賠償	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
	対物賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
お車の補償	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐し・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など

*人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。
※上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

充実の補償

特約・割引制度

安心のサポート体制

契約のてびき

(2)自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。
契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

(3)主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- ①自動セット特約: 契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約: 契約時にお申し出があり、マイカー共済が引き受ける場合にセットされる特約

例) ●任意セット特約: 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが、一般補償またはエコノミーワイド(危険限定車両損害補償特約)の場合に、ご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車全損*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

*地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合があります。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件

(例)

- 被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
- 被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合
- 被共済自動車が全焼した場合
- 建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

●任意セット特約: 車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲			
		① 主たる被共済者 または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の 未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
運転者 限定特約	なし	○	○	○	○
	本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません。

●運転者本人・配偶者限定特約

運転する方を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

●運転者年齢条件

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。
※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

●子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子ども専用の年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子供の年齢条件	付帯できる運転者年齢条件
(1) 年齢問わず	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2) 21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3) 26歳以上	35歳以上

(6)共済期間(契約期間)および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間(以下「契約期間」といいます)は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。
ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。
※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

(7)契約の効力開始日 注意喚起情報

支払方法「口座振替」の場合

電通共済生協での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます(郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます)。
※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日(または電通共済生協受付日)を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。
※電通共済生協が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効(不成立)とし、効力開始以後の事故についても共済金をお支払いしません。

3.掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1)掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。
実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです(原付自転車を除きます)。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、7%の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは1～9クラスの9段階で、年1回見直しを行い、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

(2)掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます(「年払い」は継続契約のみ現金による払い込みも可能です)。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

(3)掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

(4)割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

Ⅱ 契約締結時にご注意いただく事項

1. 告知義務 (加入申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、電通共済生協が重要な事項として告知を求めた事項 (告知事項) に回答いただく義務 (告知義務) があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります (特に、申込後、自動車保険情報交換制度によって、ご申告の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)。

<主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日	被共済自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

Ⅲ 契約締結後にご注意いただく事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号 (車両番号、標識番号) を変更した場合など。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに電通共済生協マイカー共済コールセンターまでご連絡ください。

・共済契約証書記載の住所を変更するとき	・契約者または主たる被共済者を変更するとき
・被共済自動車を譲渡するとき	・運転者の範囲 (運転者の限定、運転者年齢条件) を変更するとき
・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えるとき	・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

2. 共済契約の自動継続に関する特約

契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。なお、契約規定の改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、契約を更新します。

共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、電通共済生協または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車買替特約、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3. 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

契約を解約する場合は電通共済生協マイカー共済コールセンターまでご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは電通共済生協マイカー共済コールセンターまでお問い合わせください。

4. ご契約の中断制度について

注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、電通共済生協マイカー共済コールセンターまでご連絡ください。契約の中断日 (契約の解約日または満期日) の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 補償の重複

注意喚起情報

1. 次の補償または特約 (以下「補償等」といいます) をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、全労済の契約以外 (損保等) に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。補償の重複についてご不明な点がございましたら電通共済生協マイカー共済コールセンターまでご連絡ください。

<補償が重複する可能性がある補償等 (例)>

マイカー共済	重複する可能性がある全労済の補償・商品等
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害に関する交通事故危険補償特約
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○医療・傷害<Myセーフティー> (個人賠償責任特約) ○NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」 (個人賠償責任特約)

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外してご契約いただくことはできません。

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
- 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

注意喚起情報

【電通共済生協】

(個人情報の利用目的) 電通共済生協組合員・契約者に関する情報は、下記の目的の範囲内で取り扱います。

- 共済契約の締結、維持・管理、共済金の支払い等を含む共済契約の判断に関する業務
- 契約内容の開示・訂正等の対応に必要な本人確認
- 各種共済の加入促進活動や契約状況の案内、制度・サービスの紹介
- 情報労連を通じた輸血・献血の呼びかけ
- 請求のあった資料の送付

(個人情報の共同利用) 電通共済生協およびそのグループ会社では、共済契約の締結、維持・管理、契約者利便のための掛金徴収等の事務手続きを円滑に行なうためや共済金支払いの適正化、ならびに職域共済の加入促進活動等を目的に、保有する共済契約等に関する所定の情報 (以下、「個人データ」といいます。) を特定の者との間でのみ共同利用するものとします。共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲は次のとおりです。

【共同利用項目】

- 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族情報、所属組合、区分コード、個人コード、氏名コード 等
- 共済の加入・継続申込書記載事項 (契約者情報・被共済者情報・契約内容・掛金額)
- 共済金支払手続き事項 (契約者情報・被共済者情報・共済事由・共済金額)

【共同利用者】

- NTT労働組合 (NTT労組)
 - 情報産業労働組合連合会 (情報労連)
 - 情報産業労働組合連合会 共済事業本部 (労連共済本部)
 - きらら保険サービス株式会社
 - NTT等職域内の企業
 - 全国労働者共済生活協同組合連合会 (全労済)
 - 日本再共済生活協同組合連合会 (日本再共済連)
 - 東京海上日動火災保険株式会社
 - 三井住友海上保険株式会社
 - 損保ジャパン日本興亜株式会社
 - あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 - 日新火災海上保険株式会社
- なお、個々の組織・団体とは必要利用項目を明記した協定書を締結しています。

(第三者提供の制限) 法令等により必要と判断されるような特別な場合を除いて、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。

(個人情報の適正管理)個人情報を適切かつ最新なものとするため不断の努力を怠ることなく、また、個人情報の安全管理についても、必要かつ適切な措置を講じます。

(情報の開示・訂正等)電通共済生協組合員・契約者自身に関する情報の開示・訂正等の請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。

(問い合わせ先)電通共済生協の個人情報の取り扱い全般に関するお問い合わせは、電通共済生協・総務経理部(〒101-0063東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 ワテラストワー 16階 電話:03-6810-6788)までお申し出ください。詳細は、電通共済生協ホームページ(https://www.dentsu-kyosai.or.jp)内「個人情報保護のための取扱い指針」をご参照ください。

【全労済】

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○再共済(再保険)について

全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

○情報交換制度について

全労済は、共済制度の健全な運営を確保するため、本契約に関する個人情報を各共済事業団体、(一社)日本損害保険協会および各損害保険会社との間で共同利用させていただきます。

○全労済指定整備工場について

全労済は、組合員・お客さまの利便性向上およびご契約車両の保安管理のため、車検切れ防止対策や車検・法定点検整備・修理等のサービス案内に必要な範囲内の個人情報を、全労済指定整備工場との間で共同利用させていただきます。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

組合員について(電通共済生協)

1. 組合員の資格

- (1)この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることできる。
- (2)この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることできる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならぬ。

3. 自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。
(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①1年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資金
出資金は、100円とし、全額一時払込みとする。
7. 出資口数の増加
組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。
8. 出資口数の減少
(1)組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
(2)組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
(3)出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

組合員の皆さまが安心して共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。苦情は、受付窓口の「電通共済生協マイカー共済コールセンター」または「全労済 お客様相談室」へご相談ください。

電通共済生協マイカー共済コールセンター		全労済 お客様相談室	
専用フリーダイヤル	0120-309-028	専用フリーダイヤル	0120-603-180
受付時間	9:00~17:30(土・日・祝日・年末年始除く)	受付時間	9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
ホームページ	https://www.dentsu-kyosai.or.jp/	ホームページ	https://www.zenrosai.coop

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおり、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。
なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所	
電話	03-5368-5757
受付時間	9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。	

電通共済生協 (契約引受団体/全労済)

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済

利用開始 さらに利便性が向上!

● 自賠責お支払いの内容

お支払いする主な内容	お支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障がいによる損害 逸失利益、慰謝料等	神経系統などに著しい障がいを残して常時介護が必要な場合 最高4,000万円 後遺障がいの程度により 最高3,000万円
死亡による損害 葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害 (傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

(注1)この支払内容は平成14年4月1日以降発生事故について適用します。
(注2)次のような場合には共済金を減額してお支払いする場合があります。1.被害者に重大な過失があるとき 2.受傷と死亡の間および受傷と後遺障がいの間の因果関係の認否が困難なとき

自賠責のお問い合わせ・お申し込みは…

自賠責共済専用ダイヤル ☎ 0120-309-048 受付時間 平日AM9:00~PM5:30

※e-JIBAIは、お客様代理店の利便性向上等を目的に、証明書作成、申込データ振り分け機能などを損害保険会社11社が共同開発したシステムです。新車登録などの諸手続きをパソコンに繋いだオンラインを用いることによって複数の行政機関に向くことなく一括の申請を可能とするサービスです。全労済もe-JIBAIシステムに参画しています。

安心パワーアップ! マイカー共済 + 自賠責共済

すべての自動車(二輪車含む)に加入が義務づけられている賠償補償

<e-JIBAI>※のワンストップサービス

マイカー共済 + 自賠責共済で 事故後の対応がスムーズに!

万一事故があった場合に、一元的な事務処理が可能となるため、共済金支払いまでの対応がスムーズになります。
マイカー共済と自賠責共済のセット加入をおすすめします。



マイカー共済は

複数契約が
おトク!

ご家族のお車の補償もマイカー共済で。

複数契約割引

セカンドカー割引

複数契約割引 3%割引

ご家族が運転するお車の追加（契約）で、すべてのご契約に「複数契約割引3%」が適用されます。

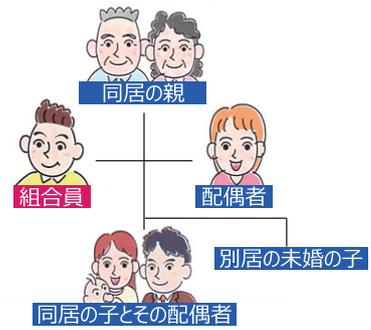
セカンドカー割引 26%割引

すでに11等級以上の契約（他社の契約も含む）があり、2台目以降のお車を新たにご契約いただいた場合は、6等級ではなく、7等級26%割引が適用されます。

※適用には一定の条件があります。

<マイカー共済のご契約いただける家族の範囲>

- ① 組合員（契約者）
- ② 組合員の配偶者
- ③ 組合員と配偶者の同居の親族
- ④ 組合員と配偶者の別居の未婚の子



上記①～④の方が所有・運転するレジャー用のお車についてご契約いただけます。



<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>

電通共済生協ホームページで

お見積もり お申し込みができます。

ぜひご利用ください。

スマホ/パソコンで
ららら お見積もり

お車の情報（車名・型式）と現在契約の保険情報を登録し送信するだけで、マイカー共済の“見積もり”が簡単にできます。

[アクセスはこちら](#)



電通共済生協

電気通信産業労働者共済生活協同組合



〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 ワテラスタワー 16F

マイカー共済コールセンター

0120-309-028

受付時間：AM9:00～PM5:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

休日明けは電話が込み合い、お待たせする場合がありますが、ご了承ください。

コールセンターは、水曜日・木曜日が比較的つながりやすくなっています